那覇市保健所長 宛

管理者 住 所フリガナ氏 名電話番号

診療用エックス線装置等廃止届

(診療用エックス線装置・診療用高エネルギー放射線発生装置・診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具・放射性同位元素装備診療機器)を廃止したので、医療法第15条第3項及び施行規則第29条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

TROMETER JO DOOLERS JEEL	/ Щ 6 / 0
	(フリガナ)
1 病院又は診療所の名称	
	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
2 開設場所	
	TEL FAX
3 廃止年月日	年 月 日
4 廃止理由	□ 1. 医療機関の閉鎖 【 □ 閉鎖 □ 移転 □ 組織変更 □ その他 ()】 □ 2. エックス線装置のみ廃止
5 廃止事項 (該当するものの□に ☑ とすること)	□1. 診療用エックス線装置 □2. 診療用高エネルギー放射線発生装置 □3. 診療用放射線照射装置 □4. 診療用放射線照射器具 □5. 放射線同位元素装備診療機器
5 使用許可年月日及び 同指令番号	年 月 日 那覇市指令健保生第 号

廃止した、診療用エックス線装置に関すること	
製作者名	
型式	(呼称)
廃止した理由	
廃止した装置等の処分方法	